

パートナーシップ宣誓証明書等の提示により利用可能となる行政サービス等

【令和5年9月1日時点】

①パートナーシップ宣誓証明書等の提示により利用可能となる行政サービス等

制度・サービス名など	問い合わせ先	
市営住宅の申込	船橋市営住宅管理センター	047-436-2040
船橋市親世帯・子育て世帯 近居同居支援事業の申請	住宅政策課	047-436-2712
入院診療等の説明と同意	船橋市立医療センター医事課	047-438-3321
ケアハウス市立船橋長寿園の申込	ケアハウス市立船橋長寿園	047-461-9994
り災証明書の申請(火災による) ※委任状が不要となります。	消防局予防課	047-435-8651

②ファミリーシップ証明書等の提示により利用可能となる行政サービス等

制度・サービス名など	問い合わせ先	
市営住宅の申込	船橋市営住宅管理センター	047-436-2040
入院診療等の説明と同意	船橋市立医療センター医事課	047-438-3321
体育施設利用料金の還付手続き ※証明書を提示したパートナーも保護者 として代理申請を行うことができます。	生涯スポーツ課	047-436-2910

※制度・サービスごとに所定の要件があります。